

1. 件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング
(324)」

2. 日時：令和2年4月30日(木) 10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、建部主任安全審査官、平野主任安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、新井再処理係長

日本原燃(株)

藤田 執行役員 燃料製造事業部 副事業部長 他11名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る加工事業変更許可申請に係る整理資料^{注)}について、令和2年4月20日、27日及び28日の提出資料(※1、※2及び※3)並びに当日提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

①重大事故等対策の技術的能力における全般事項

- ・ 非常時対策組織の体制について、MOX施設が単独で発災した場合において、再処理施設と共用する要員の役割等を整理して説明すること。
- ・ 文書体系について、再処理事業所の文書でMOX施設での対処に関連する範囲、再処理事業部の文書でMOX施設での対処に活用する範囲、再処理事業部の文書とMOX燃料製造部の文書との連携に関する取扱いを整理して説明すること。

②地震による損傷の防止

- ・ 臨界防止に係る設備の耐震設計について、重大事故の選定における条件、基準要求等を踏まえ、条文への適合性を整理して説明すること。

③監視測定設備

- ・ 重大事故に至るおそれのある場合に実施する電源遮断の範囲等について、排気モニタリングが必要な箇所等を踏まえて整理して、改めて監視測定の手順全般を説明すること。

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業許可基準規則等の条文ごとの対応状況を整理した資料

④通信連絡設備

- 再処理施設との違いを踏まえた設備及び手順等の方針を整理して説明すること。

⑤電源設備

- ③に関連して、電源喪失時に電源を維持することが必要な設備を整理して説明すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「第19条 監視設備」

「第21条 通信連絡設備」

参考

※1 令和2年4月20日の面談

「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関する資料提出」

※2 令和2年4月27日の面談

「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関する資料提出」

※3 令和2年4月28日の面談

「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関する資料提出」